

事業者の方へ

## 会社内の労働トラブルの 解決・防止にご利用ください



労働相談専門の相談員（大阪府総合労働事務所OB、  
社会保険労務士）が対応します



★お気軽にご相談ください★

相談日時

月曜・水曜・金曜日（祝日除く）  
10時～12時、13時～16時

無料

相談方法

電話（☎06-6858-6863）でも  
面談（くらしかん2階）でも可

予約  
不要

秘密  
厳守

<<こんな悩みはありませんか？>>

- ◆パート従業員にも有給休暇を与えないといけませんか？
- ◆就業規則は作らないといけませんか？
- ◆パワハラとなる6つの行為ってなんですか？
- ◆未払いの残業代を請求されています、いつまで遡って支払わなければいけませんか？

### お問い合わせ先

豊中市 市民協働部 くらし支援課  
〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1  
生活情報センターくらしかん2階  
TEL 06-6858-6863  
FAX 06-6858-5095  
kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

